

## 公立大学法人岩手県立大学職員給与規程

制定	平成17年4月1日	規程第11号
改正	平成17年12月1日	規程第96号
	平成18年3月28日	規程第11号
	平成19年3月30日	規程第19号
	平成20年3月27日	規程第7号
	平成20年3月31日	規程第14号
	平成20年12月26日	規程第20号
	平成21年3月31日	規程第12号
	平成21年5月29日	規程第14号
	平成21年12月1日	規程第17号
	平成22年3月26日	規程第5号
	平成22年6月15日	規程第14号
	平成22年11月30日	規程第22号
	平成23年2月3日	規程第5号
	平成23年3月18日	規程第7号
	平成23年11月30日	規程第16号
	平成24年3月30日	規程第10号
	平成24年11月30日	規程第22号
	平成25年3月29日	規程第3号
	平成25年7月31日	規程第20号
	平成25年8月30日	規程第22号
	平成25年12月5日	規程第23号
	平成26年3月31日	規程第13号
	平成26年12月26日	規程第22号
	平成27年3月31日	規程第2号
	平成27年3月31日	規程第3号
	平成28年3月30日	規程第4号

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人岩手県立大学職員就業規則（平成17年規則第2号。以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人岩手県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを

目的とする。

(法令との関連)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他法令の定めるところによる。

(給与)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号に定めるところによる。

- (1) 基本給は、給料及び給料の調整額とする。
- (2) 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、入試業務手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び寒冷地手当とする。

(給料)

第4条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、この規程の定めるところにより支給する。

(給料表等)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表（別表第1）
- (2) 教育職給料表（別表第2）
- (3) 医療職給料表（別表第3）
- (4) 技能職等給料表（別表第4）
- (5) 指定職給料表（別表第5）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、別に定めのあるもののほか、常勤を要しない職員及び任期の定めのある職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

第6条 指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同表左欄の職に応じ、同表右欄に定める額とする。

(初任給、昇格、昇給等)

第7条 理事長は、第5条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、別に定める基準に従い決定する。

3 新たに採用する者（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の号給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度等を考慮して、別に定める初任給の基準に

従い決定する。

- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職給料表の適用を受ける職員が他の給料表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定める基準に従い決定する。
  - 5 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
  - 6 前項の規定により職員（昇給日に55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあつては60歳、技能職等給料表の適用を受ける職員にあつては57歳）に達している職員を除く。）を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、勤務成績に応じて2号給から8号給までの範囲内で決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を3号給とすることを標準として、勤務成績に応じて2号給から8号給までの範囲内で決定するものとする。
    - (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
    - (2) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
    - (3) 医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
  - 7 第5項の規定により、昇給日に55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあつては60歳、技能職等給料表の適用を受ける職員にあつては57歳）に達している職員を昇給させる場合の昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定する。
  - 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
  - 9 職員の昇給は予算の範囲内で行わなければならない。
  - 10 就業規則第22条の2第1項の規定に基づき採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給与月額は、その者に適用される給与表の再任用職員の項に掲げる給与月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
  - 11 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
- 第7条の2 公立大学法人岩手県立大学職員育児休業規程（平成17年規程第73号。以下「育児休業規程」という。）第16条に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業規程第23条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、公立大学法人岩手県立大学職員の勤務時間、

休日及び休暇等に関する規程（平成17年規程第12号。以下「勤務時間等規程」という。）  
第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間  
で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

#### 第8条 削除 平成18年規程第11号

（昇格）

第9条 別に定める昇格基準を充たし、かつ、勤務成績が特に良好な職員については、その  
者の職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に昇格させることができ  
る。

2 前項の場合における職員の昇格後の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱い  
については、別に定める。

（降格）

第10条 就業規則第23条第1項の規定により職員を降任したときは、その者の属する職務の  
級を下位の級に降格させることができる。

2 職員を降格させた場合における、その者の給料月額及びこれを受けることとなる期間の  
取扱いについては、別に定める。

（初任給基準又は給料表の適用を異にする異動）

第11条 職員を給料表の適用を異にすることなく、初任給基準に異なる初任給の定めがある  
他の職種に属する職務に異動させる場合、又は職員を給料表の適用を異にして他の職務に  
異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

2 前項の異動をした職員の当該異動後の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱  
いについては、別に定める。

（給料の支給日等）

第12条 給料は、毎月その月額の全額を支給する。

2 給料の支給日は毎月15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関  
する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「祝日  
法による休日」という。）の場合は、その翌日以後の日であって、15日に最も近い日曜日、  
土曜日又は祝日法による休日でない日とする。

（日割計算）

第13条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により、給料  
額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇されたときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支  
給する。

3 前2項の規定により、給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外の  
とき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数か  
ら勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与の支給方法)

第14条 職員の給料は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定（労基法第24条ただし書に規定する協定をいう。）に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、その方法によって支払うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の調整額)

第15条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないときは、その特殊性に基づき、給料月額につき別に適正な調整額を定める。

2 前項の規定による給料月額の調整額は、調整前の給料月額の100分の25以内とする。

(管理職手当)

第16条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち別に指定するものについて、その特殊性に基づき支給する。

2 前項の規定による管理職手当は、調整前の給料月額の100分の25以内とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第17条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で別に定めるものに新たに採用された職員には、月額50,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から別に定める期間を経過した日以降1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第19条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員の配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族

としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（住居手当）

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

（1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）

（2）第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員（次号において「単身赴任手当支給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

（1）前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

（2）前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃（別に定める職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金その他別に定める運賃（以下「特別運賃」という。）を負担することを常例とするものにあつては、当該特別運賃を含む。）又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を45,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が45,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、通勤に利用する交通機関の状況からみて特別の事情があると認められる職員として別に定める職員（第3号において「特例職員」という。）にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円以下の場合にあつては当該1箇月当たりの運賃等相当額の算出の基礎となった運賃等相当額とし、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円を超える場合にあつては当該1箇月当たりの運賃等相当額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を60,000



円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等にあつては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して38,300円の範囲内で別に定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（以下この号において「合計額」という。））が45,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、特例職員にあつては、合計額が60,000円以下の場合にあつては前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額とし、合計額が60,000円を超える場合にあつては、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。）

3 第1項第3号に掲げる職員で別に定めるもののうち、通勤のため、高速自動車国道を利用し、その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもので、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高速自動車国道に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの料金の2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、当該定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

- 5 通勤手当を支給される職員につき、退職又は解雇その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第22条 大学を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する大学の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は大学の移転の直前の住居から当該異動又は大学の移転の直後に在勤する大学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する大学に通勤することが、通勤距離等を考慮して当該基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 岩手県の職員であった者その他別に定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する大学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第23条 特殊勤務手当は、カウンセラー手当とする。

- 2 カウンセラー手当は、学長が委嘱する相談員が学生からの相談に応じ、助言又は指導の業務に従事したときに支給する。
- 3 前項の手当の額は、月額2,500円とする。

(入試業務手当)

第23条の2 入試業務手当は、別に定める入試業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務の区分に応じて別に定める額とする。

3 前2項に規定するもののほか、入試業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第24条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間等規程第5条第1号に規定する祝日法による休日（勤務時間等規程第6条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第5条第2号に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第6条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び次の各号に定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間で除して得た額とする。

(1) 初任給調整手当

(2) カウンセラー手当

(3) 寒冷地手当

3 前項に規定する1週間当たりの勤務時間は、38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては、勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間）とする。

4 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤、育児休業、育児休業に係る部分休業、介護休業及び介護休業に係る部分休業について、それぞれの時間数を合算した全時間数とする。

(超過勤務手当)

第25条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の100」と、同項第2号中「100分の135」とあるのは「100分の100」とする。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間等規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第4条の規定に基づき、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 7 育児短時間勤務職員等が、勤務時間等規程第4条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（理事長が別に定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

（休日給）

第26条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間に

つき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第26条の2 第16条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内で別に定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内で別に定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出)

第27条 第25条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び次の各号に定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間(育児短時間勤務職員等にあつては、勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間)に52を乗じて得た時間から7時間45分に当該年度における祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数を乗じて得た時間を減じた時間を除して得た額とする。

(1) 初任給調整手当

(2) カウンセラー手当

(3) 寒冷地手当

2 前項に規定する1週間当たりの勤務時間は、第24条第3項の規定によるものとする。

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、6月30日又は12月10日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(第36条第6項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、別に定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5、」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給（育児短時間勤務職員等にあっては、基本給を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給（育児短時間勤務職員等にあっては、基本給を算出率で除して得た額）に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額）に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第39条の規定により懲戒解雇された職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第23条第2項

の規定により解雇された職員（同項第1号に該当して解雇された職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた職員

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止められた職員（当該差し止めを取り消された場合を除く。）で、その在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた職員

第30条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、大学に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止を受けた者が当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げるものではない。

（勤勉手当）

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績（別に定める教員業績評価の方法に基づき勤務成績を決定する職員に対して、12月10日に勤勉手当を支給する場合においては、基準日以前6箇月以内の期間及び基準日の属する年度の前の年度におけるその者の勤務成績）に応じて、6月30日又は12月10日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の支給総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給（育児短時間勤務職員等にあっては、基本給を算出率で除して得た額）の額とする。

4 第28条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第31条第3項」と読み替えるものとする。

5 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

6 第29条及び第30条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

7 前6項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（期末特別手当）

第32条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける職員に対して、6月30日又は12月10日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員で指定職給料表の適用を受けていたもの（第36条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が別に定める基準に従って定める額を減じて得た額）とする。

（1） 6箇月 100分の100

（2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80



(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の理事長が別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において就業規則第39条に規定する懲戒を受けた場合を除き、次項に規定する給料月額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えないものとする。

4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額(別に定める職員以外の職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。

5 第29条及び第30条の規定は、期末特別手当の支給について準用する。

6 前5項に規定するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(寒冷地手当)

第33条 寒冷地手当は、職員であつて、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において、別表第6の左欄に掲げる支給地域(以下「支給地域」という。)に現に居住するもの(支給地域に現に居住しない職員で第22条の規定により単身赴任手当を支給されるもの(これに準ずる職員として別に定める職員を含む。)のうち、理事長が必要と認める職員を含む。)に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における別表第7に掲げる支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、同表に定める額の範囲内で理事長が定める額とする。

3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給について必要な事項は、別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第34条 第15条から第20条まで、第23条、第23条の2、第25条、第26条、第28条及び第31条の規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。

2 第25条及び第26条の規定は、第16条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

3 第18条、第20条(第1項第2号及び第4号に限る。)及び第33条の規定は、再任用職員には適用しない。

(諸手当の支給方法等)

第35条 諸手当の支給方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第36条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により就業規則第15条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職を命ぜられたときには、その休職期間が満1年（結核性疾病にあつては満2年）に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる刑事事件に該当して休職にされたときには、その休職期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第3号から第6号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときには、その休職期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第15条第1項第1号から第6号の規定により休職されたときには、前4項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第28条第1項及び第32条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項の規定による支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第29条及び第30条の規定を準用する。

（育児休業をしている職員の給与）

第37条 公立大学法人岩手県立大学職員育児休業規程（平成17年規程第73号。以下「育児休業規程」という。）第2条の規定の定めるところにより育児休業をしている職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち次に掲げるものに該当する職員については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を支給する。

ア 基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

イ 基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

（2） 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

第37条の2～第38条 削除 平成22年 規程第5号

（補則）

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

改正	平成18年3月28日	規程第11号	平成19年3月30日	規程第19号
	平成20年3月27日	規程第7号	平成21年3月31日	規程第12号
	平成21年5月29日	規程第14号	平成23年3月18日	規程第7号
	平成24年3月30日	規程第10号	平成25年3月29日	規程第3号
	平成25年12月5日	規程第23号	平成26年3月31日	規程第13号
	平成27年3月31日	規程第2号	平成28年3月30日	規程第4号

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。  
(承継職員)
- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条の規定により本学の職員となった者の本学の成立の日の前日に受けていた給料及び諸手当については、特に支給要件等に変更がない限り、この規程の施行の日において引き継ぐものとする。
- 3 削除（平成18年規程第11号）  
(内部講師手当)
- 4 平成17年度に限り、教員（就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。）がその所属する大学以外で、法人が設置する大学において授業に従事したときは、講師手当を支給する。
- 5 前項の手当の額は、当該授業に従事した90分当たり4,000円とする。
- 6 学長及び副学長（事務局長を兼ねるものを除く。以下この項において同じ。）の平成17年4月から平成18年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項規定にかかわらず、学長にあつては月額1,002,188円、副学長にあつては月額734,063円とする。  
(平成18年度における学長及び副学長の給料の特例)
- 7 学長及び副学長（平成17年4月1日から引き続き当該職にある者に限る。以下この項において同じ。）の平成18年4月から平成19年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項の規定にかかわらず、学長にあつては月額998,438円、副学長にあつては月額731,250円とする。  
(平成19年度における学長の給料の特例)
- 8 学長の平成19年4月から平成20年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項の規定にかかわらず、月額998,438円とする。  
(平成17年度における管理職手当の特例減額)
- 9 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成17年4月から平成18年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、

第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、総務財務室長、教育・学生支援室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成18年度における管理職手当の特例減額)

10 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成18年4月から平成19年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額を、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、総務財務室長、教育・学生支援室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成19年度における管理職手当の特例減額)

11 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成19年4月から平成20年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額を、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、総務財務室長、教育・学生支援室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成20年度から平成22年度における給料月額の特例減額)

12 平成20年4月から平成23年3月までの間における職員の給料月額（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（平成18年規程第11号。以下この項において「平成18年改正給与規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り

捨てた額)を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与(給料を除く。)の額、第15条に規定する給料の調整額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額については第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程(平成17年規程第15号。以下この項において「退職手当規程」という。)の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第5条(平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、退職手当規程附則第4項ただし書の規定が適用されるものにあつては、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項まで)の規定に基づき定められる額とする。

給料表	職員	割合
行政職給料表	(1) その職務の級が8級又は9級である職員	100分の6
	(2) その職務の級が6級又は7級である職員 (第5条第3項に規定する職員の職務の級の分類において6級にのみ分類される職務の職にある職員を除く。)	100分の4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の2
教育職給料表	(1) その職務の級が6級である職員	100分の6
	(2) その職務の級が5級である職員	100分の4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の2
医療職給料表		100分の2
技能職給料表		100分の2
指定職給料表	学長	100分の10

(平成20年度から平成22年度における管理職手当の特例減額)

13 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 副学長又は参事 100分の15

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、事務局長、室長又は宮古事務局長 100分の5

14 平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する第28条第2項及び第3項、第31条第2項並びに第32条第2項の規定の適用については、第28条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、

同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第31条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、第31条第2項中「100分の60」とあるのは「100分の45」と、第32条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

(平成23年度における学長の給料月額の特例減額)

- 15 平成23年4月から平成24年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

(平成23年度における管理職手当の特例減額)

- 16 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成23年4月から平成24年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、事務局長、室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成24年度における学長の給料月額の特例減額)

- 17 平成24年4月から平成25年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

(平成24年度における管理職手当の特例減額)

- 18 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成24年4月から平成25年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める

割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、事務局長、室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成25年度における学長の給料月額の特例減額)

19 平成25年4月から平成25年8月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

(平成25年度における管理職手当の特例減額)

20 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成25年4月から平成25年8月（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）の規定に基づき岩手県から公立大学法人岩手県立大学に派遣された職員（以下「県派遣職員」という。）にあっては、平成25年7月）までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び同条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長又は参事 100分の25

(2) 学部長、高等教育推進センター長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、事務局長、室長又は宮古事務局長 100分の15

21 平成25年8月から平成26年3月までの間における県派遣職員の給料月額（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第11号。以下この項において「平成18年改正給与規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第5条、第7条、第7条の2及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、第15条に規定する給料の調整額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額については第5条、第7

条、第7条の2及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号。以下この項において「退職手当規程」という。）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第5条（平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、退職手当規程附則第4項ただし書の規定が適用されるものにあつては、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とする。

給料表	職 員	割 合
行政職給料表	(1) その職務の級が6級以上である職員（第5条第3項に規定する職員の職務の級の分類において6級にのみ分類される職務の職にある職員を除く。）	100分の10.575
	(2) その職務の級が3級から6級までである職員のうち(1)に掲げる職員以外の職員	100分の8.325
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の4.95
医療職給料表	(1) その職務の級が4級又は5級である職員	100分の8.325
	(2) (1)に掲げる職員以外の職員	100分の4.95

(平成25年度における県派遣職員の管理職手当の特例減額)

22 第16条の規定により管理職手当が支給される県派遣職員のうち、次に該当するものの平成25年8月から平成26年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び同条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に次に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

室長又は宮古事務局長 100分の9.375

23 平成25年9月から平成26年3月までの間における職員（県派遣職員を除く。この項及び次項において同じ。）の給料月額（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第11号。以下この項において「平成18年改正給与規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第5条、第7条、第7条の2及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、



これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与(給料を除く。)の額、第15条に規定する給料の調整額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額については第5条、第7条、第7条の2及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程(平成17年規程第15号。以下この項において「退職手当規程」という。)の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第5条(平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、退職手当規程附則第4項ただし書の規定が適用されるものにあつては、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項まで)の規定に基づき定められる額とする。

給料表	職員	割合
教育職給料表	(1) その職務の級が5級以上である職員	100分の4.85
	(2) その職務の級が3級又は4級である職員	100分の3.82
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の2.27
指定職給料表	学長	100分の10

(平成25年度における教員の管理職手当の特例減額)

24 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成25年9月から平成26年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び同条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 副学長 100分の19.84

(2) 学部長、高等教育推進センター長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長 100分の12.42

(平成26年度における学長の給料月額の特例減額)

25 平成26年4月から平成27年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の8を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与(給料を除く。)の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程(平成17年規程第15号)の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

(平成26年度における管理職手当の特例減額)

26 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当す

る職員の平成26年4月から平成27年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局次長又は参事 100分の25

(2) 学部長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、室長又は宮古事務局長 100分の15

27 第7条第5項の規定により法人採用事務局職員（教員並びに公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）の規定に基づき、岩手県から法人に派遣された職員以外の職員という。以下同じ。）で昇給日に55歳に達している職員以外のものを昇給させる場合の昇給の号給数は、同条第6項の規定にかかわらず、同条第5項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を3号給とすることを標準として、勤務成績に応じて1号給から7号給までの範囲内で決定するものとする。

28 法人採用事務局職員の期末手当の額については、第28条第2項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の92、12月に支給する場合においては100分の104を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

29 法人採用事務局職員の勤勉手当の支給総額は、第31条第2項の規定にかかわらず、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の52を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

（平成27年度における学長の給料月額の特例減額）

30 平成27年4月から平成28年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程（平成17年規程第15号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

(平成27年度における管理職手当の特例減額)

31 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員の平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局次長又は参事 100分の15

(2) 学部長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、室長又は宮古事務局長 100分の10

(平成27年4月1日における号給の調整)

32 平成27年4月1日において39歳未満である職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員(以下「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年4月1日、平成20年4月1日及び平成21年4月1日の第6条第5項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成27年4月1日における号給は、別に定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の3号給、2号給又は1号給上位の号給とする。

33 平成27年4月1日において39歳以上41歳未満である職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の同日における号給は、別に定めるところにより、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給又は1号給上位の号給とする。

34 平成27年4月1日において41歳以上46歳未満である職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

35 育児短時間勤務職員等に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額、第7条の2の規定の例による」とする。

(平成28年度における学長の給料月額の特例減額)

35 平成28年4月から平成29年3月までの間における学長の給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与(給料を除く。)の額及び公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程(平成17年規程第15号)の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定

に基づき定められる額とする。

(平成28年度における管理職手当の特例減額)

36 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員の平成28年4月から平成29年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額を、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局次長又は参事 100分の10

(2) 学部長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、室長 又は宮古事務局長 100分の5

附 則(平成17年12月 1 日 規程第96号)

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月 1 日から施行する。

(指定職給料表適用者の給料の特例)

2 学長及び副学長（事務局長を兼ねるものを除く。以下この項において同じ。）の平成17年12月から平成18年 3 月までの間に支給されるべき給料は第 5 条第 1 項の規定及び平成17年 4 月 1 日制定附則第6項の規定にかかわらず、学長にあつては月額998, 438円、副学長にあつては月額731, 250円とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

5 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程及びこれに基づく細則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第28条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（別に定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

(1) 平成17年 4 月 1 日（同月 2 日から同年12月 1 日までの間に新たに職員となった者（同年 4 月1日に在職していた職員で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第22条第1項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0. 36を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を

支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(委任)

- 7 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において岩手県の職員であった者から引き続き新たに職員となった者で採用の事情を考慮して別に定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「岩手県の職員との権衡を考慮して別に定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該別に定める額の合計額」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成18年3月28日 規程第11号)

改正 平成21年12月1日 規程第17号 平成23年11月30日 規程第16号

平成27年3月31日 規程第3号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
(職務の級の切替え)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」といおう。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。  
(号給の切替え)
- 3 施行日の前日において公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める額とする。  
(最高号給を超える給料月額切替え)
- 5 施行日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けて職員の施行日における号給は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 7 附則第1項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、この規程による改正前の給与規程及びこれに基づき別に定められた細則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第17号。第1号において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。以下「経過措置対象職員」という。）には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（以下「差額相当額」という。）を給料として支給する。ただし、経過措置対象職員のうち教育職給料表が適用される者には、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、差額相当額から当該差額相当額の2分の1に相当する額（その額が1万円を超える場合にあっては、1万円）を減じた額を給料として支給する。

(1) 平成21年改正規程附則第2項に規定する減額改定対象職員 100分の97.96

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

- 9 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第15条第2項（給与規程第16条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第28条第4項（給与規程第31条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第15条第2項中「調整前の給料月額」とあるのは、「調整前の給料月額と公立大学法人岩手県立大学職員給与の一部を改正する規程（平成18年規程第11号。以下「平成18年改正給与規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による給

料の額との合計額」と、第28条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成18年4月1日における昇給の特例)

- 12 給与規程第7条第5項の規定にかかわらず、平成18年4月1日において昇給は実施しない。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

- 13 平成22年3月31日までの間における給与規程第7条第6項の適用については、同規定中「4号給」とあるのは「3号給」と、「2号給から8号給まで」とあるのは「1号給から7号給まで」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

- 14 平成22年3月31日までの間における給与規程第7条第7項の適用については、「2号給とすることを標準として、勤務成績に応じて1号給から4号給までの範囲内で決定するものとする」とあるのは「1号給とする」とする。

(委任)

- 15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部改正)

- 16 公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(平成17年規程第96号)附則第3項を削除する。

附 則 (平成19年3月30日 規程第19号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日 規程第7号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1から別表第4までの規定は、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程の一部改正)

- 5 公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程の一部改正(平成17年規程第15号)の一部を次のように改正する。



次のよう（省略）

附 則（平成20年3月31日 規程第14号 抄）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 （省略）  
（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部改正）
- 3 公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（平成17年規程第11号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

附 則（平成20年12月26日 規程第20号）  
この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、別途理事長が定める日から施行する。

附 則（平成21年3月31日 規程第12号）  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日 規程第14号）  
この規程は、平成21年5月29日から施行する。

- 附 則（平成21年12月1日 規程第17号）
- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
    - （1）第1条中表2の項の改正部分 平成22年1月1日
    - （2）第1条中表3の項の改正部分 平成22年4月1日  
（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
  - 2 平成21年6月1日において減額改定対象職員（職員であって、その者に適用される給料表並びに職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員をいう。以下この項において同じ。）であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に対して同年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第28条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第36条第1項、第2項、第4項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から

平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.39を乗じて得た額（同じ職務の級に属する減額改定対象職員以外の職員で最高の号給を受けるものとの権衡を考慮して別に定める減額改定対象職員にあつては、別に定める額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
教育職給料表	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
医療職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
技能職給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

(補則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成22年3月26日 規程第5号 抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2・3 (省略)

附 則 (平成22年6月15日 規程第14号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。  
(職務の級の切替え)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級が6級であった職員の施行日における職務の級は、5級とする。  
(号給の切替え等)
- 3 前項の規定の適用を受ける職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、附則別表の旧号給欄に掲げる施行日の前日においてその者が受けていた号給の区分に応じ、同表の新号給欄

に定める号給とする。

- 4 前項の規定の適用を受ける職員に対する施行日以後の最初の昇給におけるこの規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第7条第5項の規定の適用については、新号給を基礎として同項の規定を適用する。

(給料の切替え等に伴う経過措置)

- 5 前3項の規定の適用を受ける職員のうち、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)については、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

#### 附則別表

旧号給	新号給
1	25
2	27
3	28
4	29
5	31
6	33
7	34
8	36
9	37
10	39
11	40
12	42
13	44
14	45
15	47
16	49
17	50
18	52

19	54
20	55
21	57
22	59
23	60
24	61
25	62
26	64
27	65
28	67
29	68
30から65まで	69

附 則（平成22年11月30日 規程第22号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月3日 規程第5号）

- 1 この規程は、平成23年2月3日から施行し、平成23年1月15日から適用する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第3条及び第23条の2の規定は、この規程の適用の日以後に従事する又は従事した業務に係る大学入試センター試験業務手当について適用する。

附 則（平成23年3月18日 規程第7号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月30日 規程第16号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。  
（平成23年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成23年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第28条第2項（同条第3項により読み替えて適用する場合を含む。）及び第32条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（同じ職務の級に属する減額改定対象職員（職員であってその者に

適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第11号）附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）以外の職員をいう。以下この項において同じ。）以外の職員で最高の号給を受けるものとの権衡を考慮して別に定める減額改定対象職員にあつては、別に定める額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は減額改定対象職員以外の職員から減額改定対象職員となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第22条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.49を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（平成23年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.49を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
教育職給料表	1級	1号給から88号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から40号給まで
	5級	1号給から12号給まで
医療職給料表	1級	1号給から96号給まで

	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から8号給まで
技能職等給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から20号給まで

(補足)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成24年3月30日 規程第10号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月30日 規程第22号)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日 規程第3号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月31日 規程第20号)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月30日 規程第22号)

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月5日 規程第23号)

この規程は、平成25年12月5日から施行し、改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の規定は、平成25年10月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月31日 規程第13号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月26日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 表2の項の改正部分 平成27年1月1日
  - (2) 表3の項の改正部分及び附則第4項から第7項までの規定 平成27年4月1日
- 2 この規程（表3の項の改正部分を除く。）による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第17条第1項及び別表第1から別表第4までの規定は平成26年4月1日から、同規程第31条第2項及び第32条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（平成26年4月1日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（寒冷地手当に関する経過措置）
- 4 この項から附則第7項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 旧寒冷地等居住等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第7条第10項に規定する再任用職員を除く。）をいう。
    - ア この規程による改正前の給与規程別表第6の左欄に掲げる支給地域に居住する職員
    - イ 表3の項の改正部分の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において給与規程第33条第1項の理事長が必要と認める職員に該当する職員
  - (2) 新寒冷地等居住等職員 給与規程第33条第1項の規定により寒冷地手当が支給される職員をいう。
  - (3) 特定旧寒冷地等居住等職員 旧寒冷地等居住等職員であって、新寒冷地等居住等職員でないものをいう。
  - (4) みなし寒冷地手当額 次項又は附則第6項に規定する者につき、給与規程別表第6に規定する4級地をその支給地域の区分（給与規程第33条第2項の支給地域の区分をいう。）と、基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分（同条第2項の世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、給与規程別表第7の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 5 基準日（その属する月が平成28年3月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等居住等職員であった者に対しては、給与規程第33条第1項及び第2項の規定にかかわらず、

みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

- 6 基準日（その属する月が平成28年11月から平成30年3月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等居住等職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えることとなるときは、給与規程第33条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

- 7 前2項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等居住等職員であった者であって、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等居住等職員又は新寒冷地等居住等職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、給与規程第33条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（給与の内払）

- 8 この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成27年3月31日 規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年3月30日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項から第9項までの規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給与規程（以下この項及び附則第4項において「改正後の給与規程」という。）第17条第1項及び別表第1から別表第4までの規定は平成27年4月1日から、改正後の給与規程第28条第2項及び第3項並びに第31条第2項並びに第32条第2項の規定は同年12月1日から適用する。



(平成27年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成27年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第15条第2項、第16条第2項及び第28条第5項(給与規程第31条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与規程第15条第2項及び第16条第2項中「調整前の給料月額」とあるのは、「調整前の給料月額と公立大学法人岩手県立大学職員給与の一部を改正する規程(平成28年規程第 号。以下「平成28年改正給与規程」という。)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、第28条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成28年改正給与規程附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(委任)

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 別紙2 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,400	191,900	228,400	262,200	288,800	319,900	364,600	410,600	461,300
	2	142,500	193,700	230,100	264,300	291,000	322,100	367,200	413,000	464,400
	3	143,700	195,500	231,600	266,100	293,300	324,400	369,700	415,500	467,500
	4	144,800	197,400	233,200	268,200	295,500	326,600	372,300	417,900	470,500
	5	145,900	199,000	234,700	270,100	297,600	328,900	374,400	419,800	473,500
	6	147,000	200,800	236,400	272,000	299,900	331,000	377,000	422,200	476,600
	7	148,100	202,600	237,900	274,000	302,200	333,200	379,300	424,300	479,600
	8	149,200	204,400	239,500	276,200	304,500	335,400	381,800	426,500	482,700
	9	150,300	206,100	241,100	278,300	306,600	337,500	384,300	428,500	485,400
	10	151,800	208,000	242,600	280,300	309,000	339,700	387,100	430,600	488,600
	11	153,100	209,800	244,200	282,400	311,200	341,800	389,700	432,800	491,600
	12	154,400	211,600	245,700	284,500	313,500	344,100	392,400	434,900	494,700
	13	155,700	213,000	247,200	286,600	315,700	346,100	394,800	436,600	497,400
	14	157,200	214,800	248,700	288,700	317,800	348,100	397,100	438,400	499,800
	15	158,700	216,500	250,100	290,700	320,100	350,200	399,400	440,400	502,100
	16	160,300	218,300	251,500	292,800	322,200	352,200	401,800	442,400	504,400
	17	161,600	220,100	253,100	294,800	324,300	354,200	403,600	444,400	506,500
	18	163,200	221,800	254,900	296,800	326,300	356,200	405,600	446,200	507,900
	19	164,700	223,400	256,600	299,000	328,400	358,000	407,500	448,000	509,400
	20	166,200	225,000	258,400	301,000	330,400	359,900	409,400	449,700	510,900
	21	167,600	226,500	260,100	303,100	332,500	361,900	411,300	451,500	512,100
	22	170,300	228,200	261,900	305,200	334,600	363,800	413,100	453,000	513,500
	23	172,900	229,900	263,800	307,200	336,600	365,900	414,900	454,500	515,000
	24	175,600	231,500	265,500	309,400	338,700	367,800	416,800	456,000	516,500
	25	178,300	232,900	267,500	311,200	340,300	369,800	418,600	457,400	517,600
	26	180,000	234,400	269,400	313,300	342,300	371,700	420,100	458,700	518,700
	27	181,700	235,900	271,200	315,400	344,200	373,700	421,700	460,000	519,900
	28	183,400	237,200	273,100	317,400	346,100	375,800	423,300	461,200	521,100
	29	184,900	238,500	274,900	319,400	347,800	377,300	424,900	462,200	522,200
	30	186,800	239,700	276,800	321,500	349,700	379,100	426,200	462,900	523,100
	31	188,600	240,800	278,700	323,600	351,600	380,900	427,500	463,700	524,000
	32	190,300	242,100	280,500	325,700	353,500	382,500	428,700	464,400	524,900
	33	191,900	243,400	282,200	327,200	355,400	384,300	429,900	465,100	525,700
	34	193,400	244,700	284,100	329,200	357,200	385,700	431,200	466,000	526,600
	35	194,900	245,900	286,000	331,200	359,000	387,300	432,600	466,700	527,300
	36	196,500	247,200	287,900	333,300	360,700	388,900	433,800	467,300	527,800
	37	197,800	248,200	289,600	335,200	362,100	390,300	435,000	467,800	528,500
	38	199,100	249,600	291,300	337,100	363,400	391,500	435,800	468,400	529,100
	39	200,400	251,100	293,100	339,100	364,900	392,700	436,600	469,000	529,900
	40	201,700	252,700	294,900	341,000	366,300	393,800	437,400	469,600	530,500
	41	203,000	254,100	296,600	343,000	367,600	394,900	438,000	470,100	531,000
	42	204,300	255,500	298,400	344,900	368,500	396,100	438,700	470,600	
	43	205,600	256,900	300,100	346,700	369,600	397,300	439,400	471,000	
	44	206,900	258,300	301,700	348,600	370,700	398,500	440,100	471,300	
	45	208,200	259,500	303,400	350,100	371,500	399,200	440,900	471,600	
	46	209,500	260,800	305,100	351,500	372,400	399,900	441,700		
	47	210,800	262,200	306,700	353,000	373,300	400,600	442,100		
48	212,100	263,700	308,500	354,600	374,200	401,300	442,900			

49	213,200	265,000	309,700	356,200	375,100	401,900	443,400
50	214,300	266,100	311,200	357,000	376,000	402,500	443,800
51	215,300	267,400	312,700	358,200	376,800	403,000	444,200
52	216,400	268,700	314,300	359,200	377,600	403,400	444,600
53	217,500	269,800	315,900	360,100	378,300	403,800	445,000
54	218,500	270,900	317,500	361,200	379,000	404,100	445,400
55	219,500	272,200	319,100	362,100	379,700	404,400	445,800
56	220,500	273,500	320,700	363,200	380,400	404,700	446,100
57	221,200	274,600	322,200	364,100	380,900	405,000	446,400
58	222,100	275,700	323,400	364,900	381,500	405,300	446,800
59	223,000	276,800	324,600	365,600	382,100	405,600	447,100
60	223,900	277,900	325,800	366,300	382,800	405,900	447,400
61	224,600	279,100	326,500	366,700	383,200	406,200	447,700
62	225,600	280,100	327,400	367,300	383,900	406,500	
63	226,500	281,000	328,200	368,000	384,500	406,800	
64	227,400	282,000	329,000	368,700	385,100	407,100	
65	228,100	282,800	329,900	369,000	385,500	407,400	
66	229,000	283,700	330,300	369,700	386,100	407,700	
67	230,000	284,400	331,100	370,400	386,700	408,000	
68	231,100	285,300	331,900	371,100	387,400	408,300	
69	231,900	286,400	332,700	371,400	387,800	408,500	
70	232,600	287,200	333,400	372,000	388,300	408,800	
71	233,300	288,000	334,100	372,700	388,800	409,100	
72	234,100	288,800	334,800	373,300	389,400	409,500	
73	234,900	289,600	335,300	373,600	389,700	409,700	
74	235,600	290,100	335,900	374,200	390,100	410,000	
75	236,300	290,500	336,400	374,900	390,500	410,300	
76	237,000	291,000	337,000	375,500	390,900	410,500	
77	237,700	291,100	337,300	376,000	391,200	410,700	
78	238,500	291,500	337,800	376,500	391,500		
79	239,300	291,700	338,200	377,100	391,800		
80	240,100	292,100	338,700	377,600	392,100		
81	240,800	292,300	339,100	378,100	392,300		
82	241,600	292,500	339,600	378,700	392,600		
83	242,300	292,900	340,100	379,200	392,900		
84	243,000	293,200	340,600	379,500	393,100		
85	243,700	293,500	340,900	379,900	393,300		
86	244,400	293,800	341,300	380,400	393,600		
87	245,100	294,100	341,800	380,800	393,900		
88	245,800	294,500	342,300	381,200	394,100		
89	246,500	294,800	342,600	381,600	394,300		
90	247,000	295,200	343,000	382,100	394,600		
91	247,500	295,500	343,500	382,500	394,900		
92	248,000	295,900	343,900	382,900	395,100		
93	248,300	296,000	344,100	383,200	395,300		
94		296,200	344,500	383,700	395,600		
95		296,600	345,000	384,100	395,900		
96		297,000	345,400	384,500	396,100		
97		297,300	345,500	384,800	396,300		
98		297,600	346,000	385,300			
99		298,000	346,400	385,700			
100		298,400	346,700	386,100			

	101		298,600	347,000	386,400					
	102		298,900	347,400						
	103		299,300	347,800						
	104		299,600	348,200						
	105		299,800	348,700						
	106		300,100	349,100						
	107		300,500	349,500						
	108		300,800	349,900						
	109		301,000	350,400						
	110		301,400	350,800						
	111		301,800	351,100						
	112		302,100	351,400						
	113		302,200	351,900						
	114		302,500							
	115		302,800							
	116		303,200							
	117		303,400							
	118		303,600							
	119		303,900							
	120		304,200							
	121		304,600							
	122		304,800							
	123		305,100							
	124		305,400							
	125		305,700							
再任用職員		188,200	215,900	256,300	275,900	291,100	316,700	358,800	392,200	443,800

## 別紙2 教育職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	168,700	211,900	273,100	321,000	407,000	538,000
2	170,800	214,100	276,200	323,900	409,400	541,000
3	172,800	216,300	279,000	327,000	411,800	544,200
4	174,900	218,500	281,800	330,100	414,300	547,300
5	176,900	220,700	284,700	333,400	416,700	550,300
6	179,400	222,900	287,300	336,200	419,200	552,700
7	181,900	225,100	289,500	339,000	421,700	555,300
8	184,400	227,200	291,900	341,700	424,200	557,700
9	187,000	229,500	294,600	344,800	426,100	560,000
10	189,800	232,000	297,200	347,900	428,600	561,800
11	192,500	234,400	299,600	351,000	431,000	563,700
12	195,200	236,800	302,200	354,400	433,500	565,600
13	198,000	239,100	304,700	357,500	435,200	567,400
14	199,900	241,600	306,700	359,600	437,400	568,800
15	201,800	244,000	308,900	362,000	439,600	570,100
16	203,700	246,400	311,000	364,700	441,900	571,300
17	205,700	248,500	313,200	367,300	444,300	572,600
18	207,600	251,600	315,400	369,500	446,700	573,400
19	209,400	254,800	317,500	371,800	449,000	574,100
20	211,100	257,900	319,600	374,000	451,400	574,800
21	212,900	260,800	321,700	376,200	453,500	575,600
22	214,800	263,900	324,300	378,300	455,900	
23	216,700	266,800	326,900	380,400	458,300	
24	218,700	269,700	329,700	382,500	460,600	
25	220,700	272,500	332,100	384,300	462,600	
26	222,800	275,200	334,300	386,100	464,800	
27	224,900	277,700	336,600	388,100	467,000	
28	227,000	280,400	339,100	390,000	469,200	
29	229,000	283,300	341,500	392,000	471,300	
30	231,300	285,700	343,800	393,700	473,600	
31	233,600	288,000	345,900	395,400	475,800	
32	235,900	290,400	348,000	397,100	478,000	
33	238,100	293,000	350,200	399,000	479,900	
34	239,900	295,200	352,500	400,800	482,000	
35	241,700	297,800	354,900	402,400	484,300	
36	243,400	300,200	357,100	404,200	486,500	
37	245,200	302,700	359,100	405,500	488,700	
38	246,900	304,400	361,100	407,100	490,700	
39	248,300	306,200	363,200	408,700	492,600	
40	249,900	307,900	365,200	410,400	494,500	
41	252,000	309,900	367,200	411,700	496,500	
42	253,800	310,900	369,100	413,300	498,400	
43	255,200	311,800	370,900	414,800	500,200	
44	256,800	312,700	372,700	416,400	502,100	
45	258,400	313,700	374,700	417,800	504,000	
46	259,900	314,800	376,600	419,400	505,800	
47	261,600	315,900	378,200	420,900	507,600	
48	263,100	317,000	380,000	422,500	509,500	

49	264,600	318,000	381,900	423,900	511,300
50	265,400	319,100	383,500	425,200	513,000
51	266,100	320,100	385,300	426,500	514,800
52	267,000	321,100	387,100	427,800	516,700
53	267,700	322,300	388,400	428,500	518,300
54	268,700	323,300	389,900	429,500	519,900
55	269,400	324,400	391,300	430,400	521,700
56	270,300	325,400	392,900	431,300	523,300
57	271,300	326,500	394,300	432,300	524,900
58	272,500	327,600	395,700	433,200	526,200
59	273,600	328,700	397,000	434,100	527,500
60	274,800	329,700	398,600	435,000	528,700
61	275,800	330,900	399,900	435,900	529,900
62	276,900	331,900	401,300	436,800	530,900
63	277,900	333,000	402,800	437,800	531,900
64	278,900	334,100	404,300	438,900	533,000
65	279,900	335,000	405,300	439,800	533,600
66	280,800	336,100	406,400	440,800	534,500
67	281,900	337,000	407,400	441,800	535,400
68	283,000	338,100	408,500	442,700	536,300
69	284,000	339,000	409,600	443,800	537,200
70	285,100	340,100	410,500	444,800	538,000
71	286,200	341,100	411,300	445,700	538,700
72	287,300	342,300	412,100	446,700	539,200
73	288,200	342,900	412,900	447,700	539,900
74	289,300	343,900	413,800	448,600	540,400
75	290,400	344,900	414,600	449,500	541,200
76	291,400	345,900	415,400	450,500	541,800
77	292,200	346,900	416,100	451,300	542,300
78	293,200	347,900	416,600	451,800	542,900
79	294,200	348,800	417,000	452,500	543,500
80	295,100	349,700	417,400	453,100	544,200
81	296,200	350,700	417,700	453,900	544,800
82	297,200	351,700	418,100	454,700	
83	298,100	352,700	418,400	455,000	
84	299,000	353,800	418,800	455,600	
85	299,800	354,400	419,100	456,000	
86	300,600	355,000	419,500	456,400	
87	301,400	355,600	419,900	456,800	
88	302,300	356,200	420,300	457,100	
89	302,900	356,800	420,700	457,400	
90	303,500	357,200	421,100	457,800	
91	304,200	357,600	421,500	458,200	
92	304,800	358,100	421,800	458,500	
93	305,500	358,600	422,100	458,800	
94	306,100	359,000	422,500	459,200	
95	306,700	359,500	422,800	459,500	
96	307,300	360,000	423,100	459,800	
97	308,000	360,600	423,400	460,100	
98	308,700	361,100	423,800	460,500	
99	309,300	361,500	424,100	460,800	
100	309,900	362,000	424,400	461,100	

101	310,300	362,400	424,700	461,400		
102	310,600	362,900	425,100			
103	310,900	363,200	425,400			
104	311,300	363,700	425,700			
105	311,600	364,200	426,000			
106	312,000	364,700	426,400			
107	312,300	365,200	426,700			
108	312,600	365,700	427,000			
109	313,000	366,100	427,300			
110	313,300	366,600	427,600			
111	313,700	367,100	427,900			
112	314,100	367,500	428,200			
113	314,400	367,900	428,500			
114	314,800	368,300	428,800			
115	315,100	368,800	429,100			
116	315,400	369,200	429,400			
117	315,600	369,600	429,600			
118	315,900	370,000				
119	316,300	370,500				
120	316,700	370,900				
121	316,900	371,200				
122	317,200	371,600				
123	317,600	372,100				
124	318,000	372,400				
125	318,200	372,800				
126	318,400	373,300				
127	318,700	373,800				
128	319,100	374,200				
129	319,300	374,600				
130	319,700	375,100				
131	320,100	375,700				
132	320,300	376,200				
133	320,500	376,700				
134	320,800	377,200				
135	321,200	377,700				
136	321,400	378,200				
137	321,500	378,700				
138	321,700	379,200				
139	322,000	379,700				
140	322,300	380,200				
141	322,700	380,700				
142	323,000					
143	323,300					
144	323,600					
145	324,000					
146	324,300					
147	324,500					
148	324,800					
149	325,200					
150	325,500					
151	325,800					
152	326,000					

153	326,300				
154	326,600				
155	326,900				
156	327,200				
157	327,400				



## 別紙2 医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	159,800	187,600	236,400	259,600	285,500	331,200
	2	161,200	189,700	238,200	260,600	287,400	333,300
	3	162,800	191,800	240,000	261,500	289,300	335,400
	4	164,200	193,800	241,900	262,600	291,300	337,600
	5	165,700	195,900	243,300	263,600	293,100	339,800
	6	167,200	198,300	244,600	264,600	294,900	342,000
	7	168,700	200,600	245,800	265,400	296,800	344,200
	8	170,200	202,900	247,100	266,500	298,800	346,300
	9	171,500	205,300	248,200	267,600	300,700	348,000
	10	173,200	206,700	249,300	268,400	302,600	350,000
	11	174,900	208,200	250,200	269,600	304,400	351,900
	12	176,500	209,600	251,200	270,800	306,300	354,000
	13	178,000	211,000	252,600	272,100	308,000	356,000
	14	180,000	212,500	253,700	273,500	309,800	358,100
	15	182,000	214,000	254,500	274,800	311,600	360,200
	16	184,000	215,200	255,500	276,300	313,400	362,200
	17	186,300	216,600	256,400	277,700	315,300	364,200
	18	188,400	218,100	257,300	279,100	316,900	366,300
	19	190,500	219,700	258,300	280,400	318,600	368,400
	20	192,600	221,200	259,300	281,900	320,400	370,500
	21	194,700	222,600	260,200	283,500	321,900	372,200
	22	197,000	224,300	261,200	285,100	323,400	374,300
	23	199,200	226,000	262,200	286,700	325,000	376,500
	24	201,400	227,700	263,200	288,200	326,500	378,500
	25	203,400	229,100	264,500	289,500	328,200	380,500
	26	204,700	230,900	265,900	291,300	329,600	382,100
	27	206,000	232,600	267,100	293,100	331,200	384,000
	28	207,300	234,300	268,500	294,800	332,800	385,900
	29	208,600	235,900	269,800	296,400	334,200	387,800
	30	209,800	237,300	271,300	298,200	335,700	389,500
	31	211,100	238,600	272,900	299,800	337,100	391,400
	32	212,300	239,800	274,400	301,500	338,600	393,200
	33	213,600	241,200	276,100	303,000	340,200	394,900
	34	214,900	242,300	277,600	304,500	341,700	396,600
	35	216,200	243,200	278,900	306,100	343,400	398,500
	36	217,500	244,300	280,300	307,700	344,900	400,200
	37	219,000	245,400	281,900	309,300	346,600	401,800
	38	220,400	246,500	283,300	310,700	348,200	403,500
	39	221,800	247,400	284,800	312,300	349,700	405,300
	40	223,200	248,500	286,300	313,900	351,300	407,100
	41	224,200	249,300	287,900	315,500	352,500	408,600
	42	225,600	250,200	289,500	316,900	354,100	410,200
	43	227,000	251,100	291,000	318,300	355,600	411,700
	44	228,400	252,100	292,600	319,900	357,000	413,000
	45	229,600	253,100	294,000	321,000	358,600	414,100
	46	231,100	254,100	295,400	322,400	359,600	415,200
	47	232,400	255,100	296,900	323,800	361,100	416,300
48	233,700	256,100	298,500	325,300	362,400	417,500	

49	234,800	257,100	299,800	326,400	363,800	418,800
50	235,900	258,300	301,100	327,800	365,300	419,900
51	236,900	259,500	302,500	329,100	366,600	421,200
52	238,000	260,800	303,900	330,400	368,000	422,300
53	239,100	262,000	305,400	331,900	369,500	423,500
54	240,200	263,600	306,700	333,300	370,700	424,500
55	241,300	265,000	308,100	334,700	371,800	425,600
56	242,300	266,500	309,600	336,000	373,000	426,700
57	243,300	268,100	310,700	336,900	374,100	427,800
58	244,300	269,700	311,900	338,200	375,000	428,300
59	245,100	271,200	313,100	339,400	376,100	428,900
60	246,100	272,800	314,500	340,700	377,100	429,300
61	247,100	274,200	315,600	341,800	377,700	429,900
62	248,100	275,800	316,900	342,800	378,500	430,400
63	249,000	277,300	318,200	344,000	379,300	430,800
64	250,000	278,700	319,400	345,300	380,100	431,300
65	250,900	280,300	320,800	346,400	380,800	432,000
66	251,900	281,800	322,100	347,600	381,500	432,400
67	253,100	283,300	323,400	348,800	382,300	432,700
68	254,100	284,800	324,700	349,900	383,000	433,000
69	255,000	286,100	325,400	350,900	383,600	433,400
70	256,100	287,600	326,500	351,900	384,200	
71	257,300	289,100	327,600	353,000	384,900	
72	258,500	290,500	328,500	354,200	385,500	
73	259,900	291,700	329,800	355,000	386,200	
74	261,200	293,100	330,500	356,100	386,700	
75	262,500	294,500	331,700	357,200	387,400	
76	263,900	295,800	332,900	358,300	387,900	
77	264,900	297,400	334,000	359,000	388,300	
78	266,000	298,700	335,200	359,800	388,900	
79	267,300	299,900	336,300	360,600	389,400	
80	268,600	301,200	337,500	361,300	389,700	
81	269,700	302,000	338,600	361,900	390,000	
82	270,700	303,200	339,700	362,400	390,500	
83	271,800	304,300	340,700	363,000	390,900	
84	272,900	305,500	341,800	363,500	391,200	
85	273,800	306,600	342,800	364,100	391,500	
86	274,800	307,800	343,800	364,700	392,000	
87	275,900	309,100	344,700	365,300	392,500	
88	277,000	310,200	345,700	365,800	392,900	
89	278,000	311,500	346,700	366,200	393,200	
90	278,900	312,700	347,500	366,600	393,600	
91	279,900	313,900	348,300	367,200	394,100	
92	280,900	315,100	349,100	367,700	394,500	
93	281,900	315,900	349,700	368,000	394,900	
94	282,900	316,600	350,300	368,500	395,300	
95	283,800	317,300	351,000	368,900	395,800	
96	284,800	317,900	351,600	369,200	396,200	
97	285,700	318,600	352,000	369,800	396,600	
98	286,600	318,900	352,400	370,300	397,000	
99	287,200	319,600	352,900	370,800	397,500	
100	288,100	320,300	353,400	371,300	397,900	

101	288,900	320,700	353,900	371,900	398,400
102	289,700	321,300	354,300	372,400	398,800
103	290,500	321,900	354,800	372,900	399,300
104	291,300	322,500	355,200	373,300	399,700
105	292,000	322,900	355,500	373,900	400,100
106	292,500	323,400	356,000	374,400	
107	293,000	323,900	356,400	374,900	
108	293,500	324,400	356,700	375,400	
109	293,700	324,800	357,200	376,100	
110	294,000	325,200	357,700	376,500	
111	294,200	325,500	358,200	377,000	
112	294,600	325,800	358,700	377,500	
113	294,900	326,200	359,200	378,100	
114	295,100	326,600	359,700		
115	295,500	327,000	360,200		
116	295,800	327,300	360,600		
117	296,100	327,500	361,000		
118	296,400	327,800	361,400		
119	296,700	328,200	361,900		
120	297,200	328,400	362,400		
121	297,500	328,600	362,800		
122	297,900	328,900	363,300		
123	298,200	329,200	363,800		
124	298,600	329,500	364,300		
125	298,800	329,700	364,700		
126	299,000	330,000			
127	299,300	330,400			
128	299,700	330,600			
129	299,900	330,800			
130	300,200	331,100			
131	300,600	331,500			
132	301,000	331,700			
133	301,200	332,000			
134	301,500	332,400			
135	301,900	332,800			
136	302,200	333,200			
137	302,400	333,500			
138	302,700	333,900			
139	303,100	334,300			
140	303,400	334,700			
141	303,600	335,000			
142	304,000	335,400			
143	304,400	335,700			
144	304,700	336,100			
145	304,800	336,400			
146	305,100	336,800			
147	305,400	337,200			
148	305,800	337,600			
149	306,000	337,900			
150	306,200	338,300			
151	306,500	338,700			
152	306,800	339,100			

	153	307,200	339,400				
	154	307,400					
	155	307,600					
	156	307,900					
	157	308,200					
	158	308,600					
	159	308,900					
	160	309,200					
	161	309,600					
	162	309,900					
	163	310,200					
	164	310,500					
	165	310,900					
	166	311,200					
	167	311,500					
	168	311,800					
	169	312,200					
再任用職員		236,000	256,500	263,800	274,000	290,500	327,900

## 別紙2 技能職等給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	127,500	179,200	201,100	249,000	279,100
	2	128,400	180,700	202,500	250,200	281,000
	3	129,500	182,200	203,900	251,300	282,800
	4	130,400	183,700	205,200	252,700	284,700
	5	131,400	185,200	206,500	253,600	286,600
	6	132,400	186,700	208,000	254,900	288,400
	7	133,400	188,100	209,400	256,100	290,100
	8	134,400	189,500	210,800	257,300	292,000
	9	135,200	190,900	212,200	258,400	293,700
	10	136,200	192,100	213,800	259,600	295,500
	11	137,200	193,400	215,400	260,800	297,300
	12	138,300	194,500	216,800	262,000	299,100
	13	139,100	195,700	218,100	263,100	300,700
	14	140,200	196,900	219,700	264,300	302,400
	15	141,200	198,000	221,200	265,300	304,000
	16	142,200	199,100	222,500	266,400	305,500
	17	143,300	200,200	223,600	267,500	307,100
	18	144,500	201,300	224,400	268,700	308,800
	19	145,700	202,300	225,300	269,800	310,500
	20	146,900	203,300	226,300	270,800	312,200
	21	148,000	204,300	227,200	271,800	313,500
	22	149,200	205,400	228,700	272,900	314,900
	23	150,400	206,500	230,100	274,000	316,300
	24	151,700	207,600	231,200	275,200	317,800
	25	152,900	208,500	232,700	276,200	319,200
	26	154,400	209,400	234,000	277,300	320,800
	27	155,900	210,100	235,300	278,400	322,200
	28	157,400	211,000	236,600	279,500	323,600
	29	158,800	211,900	237,800	280,500	325,200
	30	160,300	213,100	239,000	281,600	326,400
	31	161,800	214,100	240,300	282,600	327,700
	32	163,400	215,000	241,700	283,600	328,900
	33	164,900	215,700	242,800	284,500	330,000
	34	166,700	216,900	244,100	285,400	331,000
	35	168,500	218,000	245,300	286,600	332,100
	36	170,300	219,300	246,500	287,700	333,200
	37	172,100	220,300	247,800	288,400	334,300
	38	173,900	221,500	249,100	289,300	335,400
	39	175,600	222,700	250,400	290,200	336,400
	40	177,300	223,800	251,700	291,100	337,400
	41	178,900	224,800	252,900	292,000	338,400
	42	180,300	226,000	254,200	293,000	339,400
	43	181,700	227,100	255,400	294,000	340,400
	44	183,100	228,200	256,700	294,900	341,400
	45	184,600	229,300	257,600	295,600	342,400
	46	186,100	230,500	258,700	296,500	343,400
	47	187,500	231,600	259,900	297,500	344,400
48	188,900	232,700	261,000	298,400	345,400	

49	190,200	233,800	262,200	299,100	346,300
50	191,400	234,900	263,400	299,700	347,200
51	192,500	236,000	264,700	300,400	348,100
52	193,700	237,200	265,700	301,200	348,900
53	194,800	238,300	266,800	301,800	349,700
54	195,900	239,300	267,900	302,600	350,500
55	197,100	240,200	269,100	303,300	351,300
56	198,200	241,300	270,300	304,000	352,000
57	199,300	242,300	271,300	304,700	352,700
58	200,300	243,300	272,300	305,400	353,600
59	201,300	244,300	273,400	306,200	354,400
60	202,300	245,200	274,400	306,900	355,100
61	203,400	246,200	275,600	307,500	355,800
62	204,300	247,100	276,700	308,200	356,500
63	205,200	248,000	277,700	309,000	357,200
64	206,100	248,900	278,800	309,700	357,900
65	206,800	249,800	279,700	310,200	358,500
66	207,700	250,600	280,500	310,700	359,000
67	208,400	251,400	281,300	311,300	359,500
68	209,200	252,100	282,100	311,900	360,000
69	209,600	253,000	283,000	312,500	360,400
70	210,200	253,600	283,800	312,900	
71	210,500	254,200	284,600	313,400	
72	211,100	254,700	285,300	313,900	
73	211,600	254,900	286,200	314,200	
74	212,200	255,300	286,900	314,700	
75	212,800	255,800	287,700	315,200	
76	213,600	256,300	288,500	315,600	
77	213,800	256,900	289,100	315,800	
78	214,500	257,300	289,600	316,100	
79	215,100	257,800	290,100	316,400	
80	215,700	258,300	290,500	316,700	
81	216,400	258,600	290,900	317,000	
82	217,000	258,900	291,300	317,300	
83	217,600	259,200	291,800	317,600	
84	218,300	259,500	292,300	317,900	
85	219,100	259,700	292,700	318,100	
86	219,700	259,900	293,300	318,500	
87	220,300	260,200	293,900	318,800	
88	221,000	260,500	294,500	319,000	
89	221,500	260,700	294,800	319,200	
90	222,100	260,900	295,300	319,600	
91	222,700	261,300	295,800	319,900	
92	223,300	261,500	296,200	320,200	
93	223,700	261,800	296,600	320,400	
94	224,200	262,200	297,200	320,700	
95	224,700	262,500	297,700	321,000	
96	225,200	262,800	298,200	321,200	
97	225,800	263,000	298,500	321,400	
98	226,300	263,300	298,900	321,700	
99	226,800	263,600	299,400	322,000	
100	227,300	263,900	299,900	322,200	

	101	227,900	264,200	300,300	322,400		
	102	228,400	264,400	300,700			
	103	229,000	264,700	301,000			
	104	229,600	265,000	301,300			
	105	230,100	265,200	301,600			
	106	230,600	265,400	302,000			
	107	231,100	265,700	302,400			
	108	231,500	265,900	302,800			
	109	231,700	266,200	303,100			
	110	232,100	266,500	303,500			
	111	232,600	266,800	303,900			
	112	233,100	267,000	304,200			
	113	233,500	267,200	304,400			
	114	234,000	267,500	304,700			
	115	234,500	267,700	305,000			
	116	235,000	267,900	305,200			
	117	235,300	268,200	305,400			
	118	235,700	268,500	305,700			
	119	236,100	268,800	306,000			
	120	236,500	269,100	306,200			
	121	236,900	269,200	306,400			
	122		269,500	306,700			
	123		269,800	307,000			
	124		270,100	307,200			
	125		270,200	307,400			
	126		270,500	307,700			
	127		270,800	308,000			
	128		271,100	308,200			
	129		271,200	308,500			
	130		271,500	308,800			
	131		271,800	309,100			
	132		272,100	309,300			
	133		272,200	309,500			
	134		272,500				
	135		272,800				
	136		273,100				
	137		273,200				
再任用職員		194,100	205,300	224,000	245,000	276,000	

別紙 1 指定職給料表

職	給料月額
学長	984,000



別表第6 寒冷地手当の支給地域及びその区分（第33条関係）

支給地域	区分
盛岡市 宮古市(平成17年6月5日における下閉伊郡田老町、新里村及び川井村の区域に限る。) 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村及び普代村 九戸郡 二戸郡	4級地
寒冷及び積雪の度を考慮して理事長が定める地域	理事長が定める級地

備考 この表に掲げる名称は、平成26年4月1日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別表第7 寒冷地手当の世帯等の区分及び支給額（第33条関係）

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
4級地	17,800円	10,200円	7,360円
理事長が定める級地	理事長が定める額		

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて支給地域に居住する扶養親族のないものを含まないものとする。